

「相談支援専門員」とは？

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。

※相談支援事業を実施する場合、相談支援専門員を置く必要があります。

「サービス管理責任者」とは？

個々の利用者についてアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリング等を行い、一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担うことによって、サービスの質の向上を図ります。

※障害福祉サービスのうち生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助を実施する場合、サービス管理責任者を置く必要があります。

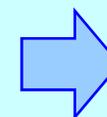
「相談支援専門員」の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3～10年)。 <詳細は別表1を参照>



相談支援従事者(初任者)研修の修了※



相談支援専門員として配置

実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たこととなる。

※過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の指定された1日を受講した場合、新制度における「相談支援従事者初任者研修」を修了したものと見なす。

「サービス管理責任者」の要件

① 実務経験

障害者の直接支援・相談支援などの業務（5～10年）。（注1）

※法施行前からグループホーム、ケアホーム、児童デイサービスを実施していた事業者は、例外として、3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置できる。

研修の修了

②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を受講（注2, 3）

③「サービス管理責任者研修」を修了（注4）

サービス管理責任者として配置

経過措置

平成18年10月～平成21年3月

平成24年3月まで延長

実務経験の要件を満たしていれば、経過措置期間中に研修を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

（注1） 実務経験については、「別表2」を参照。

（注2） 「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」とは、同研修のカリキュラムのうち、講義部分の2日間をいう。

（注3） 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」のうち指定された1日の受講をもって②の要件を満たすこととする。

（注4） 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラム（分野別のカリキュラム）を修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

その他の経過措置

○法施行前から存在する児童デイサービス事業所については、当分の間、サービス管理責任者を置かないことができる。ただし、平成21年4月以降は、サービス管理責任者人員欠如減算が適用される。

○定員9人以下のグループホーム、ケアホームについては、経過措置期間中に研修を修了することを条件として、3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置できる。

相談支援専門員の実務要件

<別表1>

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p>平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p>	<p>通算して3年以上</p>
	<p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場</p> <p>ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所</p> <p>ニ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 国家資格等(※1)を有している者</p> <p>(4) 上記イからハに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者</p> <p>ホ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>ヘ 盲学校、聾学校、養護学校</p>	<p>通算して5年以上</p>
<p>② 直接支援業務</p> <p>※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務</p>	<p>イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所</p>	<p>通算して10年以上</p>
<p>③ 有資格者</p>	<p>次のいずれかに該当する者が、上記②のイからハに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	<p>通算して5年以上</p>
	<p>国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>通算して3年以上</p>

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上

サービス管理責任者の要件

〈別表2〉

下記の①～③のうち、どれかに該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ② cの期間が通算して10年以上である者
- ③ aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	a	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
		iii 障害者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設※3、地域包括支援センター	
		iv 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター	
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者	
		vi 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 1 社会福祉主任任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 3 dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者	
直接支援業務	b	(i) 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床	5年以上
		(ii) 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業※4	
		(iii) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 (iv) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者 (v) 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者	
右の資格該	d	上記(i)～(v)に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの	10年以上
		1 社会福祉主任任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 3 保育士 4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員	
	c	上記(i)～(v)に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上
	d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23 事務連絡)

2 公的な補助金または市町村等の委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容及び勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。(H18.8.24 主管課長会議資料)

3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 Q&A)

4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)